



# 中世イングランド行政史概説

S.B.クライムズ 著  
小山 貞夫 訳



創文社

小山 貞夫 (こやま・さだお)

1936年横浜生れ。1959年東北大学法学部卒業。

現在 東北大学法学部教授。

著書『中世イギリスの地方行政』、『イングランド法の形成と近代的変容』; 訳書 ベイカー『イングランド法制史概説』, メイトランド『イングランド憲法史』, メイトランド『イギリスの初期議会』, メイトランド他『イングランド法とルネサンス』(以上 創文社)。

〔中世イングランド行政史概説〕

昭和六〇年五月二〇日 第一刷印刷  
昭和六〇年五月二五日 第一刷発行

定価 六、五〇〇円

訳者 小山 貞夫

発行者 久保井理津男

印刷者 山田 隆

東京都青梅市根ヶ布一三三八五

発行所

一東京都千代田区  
一番町一七一三

株式会社

創文社

電話 三三二七二一〇一(代)  
振替東京二一九二四七二  
郵便番号 一〇〇二二

(落丁・乱丁本はおとりかえいたします)

精興社印刷・鈴木製本

3032-740610-4226

## 凡例

一、本書は、S. B. Chrimes, *An Introduction to the Administrative History of Mediaeval England*, 3rd ed., Oxford, Basil Blackwell, 1966 の邦訳である。底本には同版のハードカバー版を用いた。

二、原著でイタリック体活字で示されている場合は、本文中の文献についてはこれを試訳し、著書の場合は二重かぎ（『 』）で囲み、論文やその他の場合はかぎ（「 」）で囲み、これを示した（なお文献で原文ではイタリック体で示されていないものも、訳者の責任で二重かぎで囲んでおいたものもある）。その他は、注に出てくる *e.*（見よ）、*infra*（後述）等の略語を除き、すべて邦訳に傍点を付して、これを示した。文献の場合も含め、必要と思われるものには原語を付しておいた。

三、訳文中（ ）形括弧及び「 」形括弧は原著にあるままであり、「 」形括弧は訳者が語を補って挿入したことを示している。ダッシュ（——）は、原著とは全く無関係に加除してある。

四、原語を示す要のある時は、括弧を付さず、邦訳の直後に原語を示した。必ずしも定訳になっていないと思われる術語も、原則として初出の場合にのみ、この方法で原語を示しておいた。

五、人名と地名とは片仮名書きとし、若干の慣用例以外はできる限り原発音に近くなるように表記し、知名度の高い王名や地名等を除き、初出の場合に原語を付しておいた。ただし注における参考文献の著者名・書名は、たとえ文の途中にあるものでも、原語のまま示し、片仮名書きや邦訳をしなかった。参照の便宜のためである。

六、索引を原著頁で作成したこともあり、下の欄外に括弧を付して原著の頁数を付しておいた。原著頁は、原著でのその頁の語が最初に出てくる行の真下に付してある。

七、注は、二四一頁の「カ所を除き、すべて原注である。原著では脚注の形をとり頁毎に番号を打ってあるが、訳書では段落毎に番号を打ち、段落の終りに置いた。そのために注の番号は原著と訳書とは原理的に一致していない。又訳書欄外の原著頁数も注に關しては必ずしも合致していない。

八、原著での目次は、章節は別にして、小見出しの部分については、関係事項が直接出てくる部分の頁数を示している場合も多い。しかし訳書では、目次の慣例に倣い、最初の関係段落の冒頭の行の頁数で示しておいた。そのため、原著とは異なった頁を指示することになった場合も若干ある。

九、原文には——三版であるにもかかわらず——かなりの数のミスプリントや不注意な誤りがある。多くは注での（特に符号の）単純な誤植がほとんどであるので、この点は訳者の責任で直した。しかしごく少数ではあるが、内容にかかわると思われる点は原文のまま一応訳し、「〔 〕」の中でその旨を指摘しておいた。又、特に注での表記の不統一は極端な場合を除き原文のままにしておいた。

一〇、柱の形で各章の表題を入れたが、第三・四章の表題は長いので、訳者の責任で若干縮めた。なお原著の柱も終章を除き同じく省減している。

一一、略語表は原著のものをそのまま用いた。原語索引、邦語索引は訳者が作成したものである。原著の索引は、主として邦語索引を作る際に参考にはしたが、訳書の方が網羅的である。

## 序

大学で数年間イングランド憲政史を教えた経験により、私は（それ以上上級の学生については言わないにしても）学部学生が、一般に行政史と呼ばれているものがイングランド史一般、特に憲政史に対して占める意義及び関連性につき把握する点でかなりの困難に直面しているということに、気づかせられた。行政史を充分に組み込み解明しているイングランド憲政史の一般研究は現時点では存在しないと言っても、あるいは言いすぎではないであろう。しかもいままでのところ行政史の一般的概説は全く試みられたことがなかった。

伝統的に憲政の発展の政治的及び法的局面、とりわけ議会の局面を強調してきたことが、結局は常に最も基本的な憲政上の問題であった事柄、すなわち執行権能の制限・統制・限定という問題をあいまいにできてくる傾向がある。一定の時期におけるこの問題の本質は、執行部自体の性質、つまりその機構と方法を考慮することなしには、理解されえない。法の支配の原則、コモン・ローの生成、議会の立法・財政・政治上の機能と権能、これらは確かに肝要な主題ではあるが、なおイングランドにおける憲政発展の本質というよりはむしろその表現だったのである。というのは、司法部、コモン・ロー裁判所、議会は一度として政府そのものであったことはなかったし、現在もそうではない。反対にこれらすべては政府の活動ないしは黙認により創設されたからである。我が執行権能と呼んでいる一般的統治権能はどこか別の所、すなわち国王と国王の大臣及びその代理人・役人とに存する。しかも革命の時を除いては常にそこに存してきていたのである——実は、それ以外の者による執行権能の篡奪が「革命」の意味していることなのである——。その結果イングランド憲政史の本質は常に、国王の役

人以外の人ないしは人々の集団が法的には国王 the king or the Crown に帰属する執行権能の行使をなんらか (vi) の形で左右し・制限し・制約し・統制せんとする試みに存してきたのである。

この明白ではあるが基本的事実にもかかわらず、又イングランド国民がその歴史のほとんどの時代において統治を特に重視してきたにもかかわらず、議会の発展とは区別される意味での行政の発展の史的研究は比較的新しく、しかもまだ比較的不いがしろにされている。この点は特に比較的近代に關してそうである。裁判制度及び議會制度の発展を説明するためには多くのことがなされてきているが、それなしでは國王統治が全く営まれえない行政機構と行政方法の生成を説明するためには、ずっと僅かなことしかなされてきていないのである。

スタブズ Stubbs 主教は明らかに、ヘンリー二世時代の後については、彼が述べた歴史の行政面については興味を余り持たなくなつてしまつたようである。しかもこの事情が憲政史のその後の多くの説明に必然的に反映してきている。事実、公文書館 Public Record Office に保管されている公文書の大部分をなす行政活動の龐大な記録が歴史家により真剣に探索され利用されるようになるまでは、行政史はほとんど全く理解され出したり書き始められたりすることさえありえなかつたのである。故サー・ヘンリー・マクスウェル・ライト Henry Maxwell-Lyte 及び公文書館の他の人々の尽力が上述の仕事を実際に可能なものとなした。多くの学者がこの仕事に協力したが、行政史の中心主題の多くを説明する目的にとって充分大規模な形でこれらの公文書を利用する点で他のいかなる学者よりも多くのことをなしたのは、故 T・F・タウト T・F・Tout 教授の不滅の業績であつた。一九二〇年以後刊行のタウトの『中世イングランド行政史』*Chapters in the Administrative History of Medieval England* の六巻の公刊と同分野での彼の多数のより小品の業績とが、行政史の近代での研究の基礎を据えたのである。最近の三〇年間にこの主題の文献は、イングランドにおいてもアメリカにおいてもそれ以外の国でも、モ

ノグラフによる研究の形及び學術雜誌上の論文の形で、かなり増えてきている。

この概説の目的は、これら広範できわめて分散している業績を要約し、展望し、かつある程度は解釈することである。この概説はいかなる意味でも原史料に基づく私の研究に依存してはいない。そうではなくて、他のより専門的學者の研究と多方面の労作の結果とを、私が敢えて試みてみた解釈や時折の批判・不賛同を加えて、集めてみようとして努力しているのである。これら他の人の研究や労作は脚注〔本邦訳では各段落後の注〕の形でできる限り示してある。以下を書くに当たって、私は細事によりも見通しと釣合により多くの注意を払うのが最良と考えた。私は、行政史家の歩むべき道を塞ぎ時にはひょっとしてその足取りを迷わしがちな好古趣味の興味のある多くの事柄を避け、その代りに本質的主題にできる限り専ら集中しようと試みたのである。この主題自体が又中央の執行権能の歴史に嚴格に限定されている。地方行政の広大な領域も司法の全主題と共に完全に省略されてしまっているのである。私は古文書学上の委細を執行方法の実体と混同させないように試みた。又統治がいかになされたかにかかわり、統治活動が行政自体の形態を修正する場合を除き、統治が何をなしたかにはかわらなかった。私が採った観点は執行上の率先性及び執行決定の中心という観点であり、したがって国王自身及びその行政官という観点である。

この狭くはあるがなおきわめて大きな主題を扱うに当たって、私は既に述べたようにそれ相当の釣合いの感覚を維持しようと試みた。しかしながら叙述は、この一般的領域内で異なった時期及び論題につき偶々なされてきた研究業績の量が異なっていることに応じて、必然的に増大したり縮小したりしがちである。この種の一般的概説は多くの点で試行的なものにならざるをえないものであり、しかも確かに常に極端に単純化されてしまうものである。しかしこの種の概説は、學生が、いずれにせよ木が存在している場合に、それが森の一部であるのかそ

れとも木の集まりであるかを識別するのの手助けとなるであろうし、又行政史と憲政史という縊り糸を「共に考える」という困難ではあるが重要な課題を促進することにはなるであろう。その結果イングランド史に対する我の理解は現在時折見かけられるものよりは現実的なものとなることが期待されているのである。

私は、A・B・ステイル A. B. Steel カレジ長が、その政府財政に関する多数の有名な研究をまとめかつ進展させた『一三七七年から一四八五年までの財務府収納部』*The Receipt of the Exchequer, 1377-1485* に関する近刊予定の貴重な業績のタイプ原稿の写しを親切にも貸して下さったことに対して、感謝したい。この叢書の総編集者であるジェフリ・バラクラフ Geoffrey Barraclough 教授は有益な示唆を多数して下さった。それによって本書は多くのものを得ている。さらに同僚の A・L・ブラウン A. L. Brown 氏からも多数の貴重な示唆及び校正の援助の恩を受けている。

S・B・クライムズ

## 第二・改訂版への序

この版では、本文の誤りを直し、若干の節では本文を書き改め、さらに脚注〔本邦訳では各段落後の注〕での参考文献として過去五年間に本書の主題をめぐって書かれたかなりの数の業績を書き加える機会が与えられた。グラスゴウ大学の A・L・ブラウン博士は今回も又本文を改善するために非常に多くの貴重な示唆を与えて下さった。

S・B・C

目次

(ix)

凡例

序

略語表

第一章 起源——ノルマン人の征服前の国王の宮廷……………三、四

第一節

執行権能は国王自身に存在……………三。 軍事的必要が第一義的……………三。 イェシース・セイン・フスカール……………四。 国王の宮廷の恒久性が行政機構の基礎……………六。 宮廷の主たる役人……………八。 大臣と賢人會議……………二。

第二節

財政機構の萌芽……………三。 国王の寝所と納戸……………三。 侍従……………三。 宮廷外の大蔵……………三。 ノルマン人の征服に至るまでの財政制度……………四。

第三節

秘書機構の萌芽……………五。 国王の司祭……………八。 国王の特許状・割符証書・令状……………八。 国王の印璽……………三。 後の大法官府と大法官の起源……………三。

第二章 アングロ・ノルマン期の行政機構の発展……………三、四

目次

ノルマン人の征服が中央行政機構に及ぼした影響……三五。 連続性と刷新……三五。 王権の委任……

二六。最高法官職……二六。全体としてのク、リ、ア・レー、ギ、ス……二六。

ノルマン朝国王の宮廷……三〇。「国王の宮廷の構成」の証拠……三〇。

大法官の出現……四。 大法官府における諸発展……五。

寢所部……………三。  
大藏省……………六。  
及び財務府の起源……………四〇。

アンジュ朝期における行政的クーリア・レーギスの統合——最高法官の時代、一一五四（※）——一二三二年……………四二二三

この時期の根底にある統一性……四五。  
国王不在の効果……四七。  
最高法官職の統一的影響……四八。

専門部局化の生成と政治的反響が新時代を導く……… 究。

アンジュー朝の最高法官職の起源……五〇。  
最高法官……五二。  
レスター伯ロバートとリチャード・

ド・ルースイ……五。  
レイナルフ・ド・グランヴィル……五。  
ウィリアム・ローンシャーン……

五。  
ウォルター・オヴ・クタンズ……五。  
ヒューバート・ウォルター……五。  
エセックス伯ジ

エフリ・フィツビーター……六。 ビーター・デ・ローシュ……六。 ヒューバート・ド・バーク  
……六。 最高法官職の終焉……六。

### 第三節

ヘンリー二世の行政制度……六。 クーリア・レイグスの統一性……六。 その諮問的局面と行政的  
局面……六。 最高法官の中心としての財務府、その行政・裁判・財政上の活動……六。 財務府に  
おける国王裁判所……六。 ザ・ベンチと人民訴訟裁判所の起源……六。 財政部局としての財務府  
……六。 ソールズバリ〔司教〕ロジャールとその一家の仕事……六。 イーリ〔司教〕ナイジェル  
……六。 リチャード・フィツナイジェルと『財務府についての対話』……六。 下級財務府とその職  
員……七。 割符と領收録……七。 上級財務府……七。 召集令状……七。 財務府卿とその職員  
……七。 市松模様盤とその使用……八。 財務府ゲーム……八。 バイブ・ロウル……八。 財務  
府慣習法……八。 寢所部……八。 大法官府……八。

### 第四節

ヘンリー二世の改革の効果……六。 リチャード一世治下の国王なしの行政……六。 ジョン治下の  
行政の発展……六。 財務府の過密状態と改革……六。 大法官府の巻物登録と行政活動及び公文書  
の増大……六。 小印璽ないしは王璽……一〇。 寢所部・納戸部・城塞内の大蔵省……一〇。

### 第五節

ヘンリー三世初期における行政制度の連続性……一〇。 一二三二年までは新局面なし……一〇。 ヒ  
ューバート・ド・バークの最高法官職……一〇。 財務府における復活と反発……一〇。 新しい国璽  
……一二。 寢所部と納戸部における発展……一二。 王璽の復活……一二。

## 第四章 行政制度における連続と変化——政治的反響の始まり、一二三二—一二三〇七年……………二五〇

### 第一節

アンジュー朝行政制度の復活……………二五。 国王の執行機能及び指揮の取戻し……………二六。 ヘンリー三世に対する貴族の反対の狙いについての問題……………二九。 政治的反響は行政制度に対してなんらの恒久的影響を及ぼさなかった。……………二九。 ヘンリー三世及びエドワード一世治下の制度の連続性……………二九。 機関の成長による変化……………二九。

### 第二節

一二三二—三四年のいわゆる「ボワトゥッ人体制」……………三〇。 財政改革の必要……………三三。 ビーター・ド・リヴォへの行政機能の集中……………三三。 財政改革の開始……………三四。 財務府での活動……………三五。 一二三四年の政治的危機とビーター・ド・ローシュ及びビーター・ド・リヴォの没落……………三六。 これら事件が行政政策及び財政政策に及ぼした僅かな影響……………三七。

### 第三節

ヘンリー三世の行政制度、一二三四—五八年……………三六。 宮廷とその他の行政機構の一般的調和及び技術上の能率……………三六。 国王助言者……………三三。 助言者選出をめぐる憲政上の抗争の発生……………三三。 助言者の宣誓……………三三。 ビーター・ド・リヴォと行政機関としての納戸部の興隆……………三三。 寝所部の後退……………三六。 納戸部と王璽……………三六。 大法官府・大法官・国璽……………四六。 財務府と財政改革……………四五。

### 第四節

ヘンリー三世に対する貴族の反対がもくろんだ中央行政制度の改革……………四六。 一二四四年の「憲法

草案」……一六二。 オクスフォード条令とウェストミンスター条令……一六四。 一五人評議会と大行政官……一六五。 行政の貴族による統制……一六六。 実験の失敗と国王の執行権能の復旧……一六九。 この治世時代の終り……一七〇。

## 第五節

エドワード一世の行政制度……一七三。 一般的制度の継続……一七五。 国王の不在、一二七二―七四年……一七四。 宣誓評議会成員……一七五。 評議会による執行活動の証拠……一七五。 一二七九年の宮廷命令……一八〇。 納戸部、その統治制度上の位置……一八〇。 王璽を持った秘書局として……一八五。 その大法官府との関係……一八五。 財政機構として……一八七。 軍事省として……一九二。 大法官府における発展……一九三。 財政府における発展……一九五。 後期における貴族の反対……一九六。 一三〇〇年の二憲章についての条項……二〇一。

## 第五章

エドワード二世治世時代における政治的反響と行政改革……二〇五―二五〇

## 第一節

エドワード二世の治世時代……二〇五。 行政制度全体の性質……二〇六。 「宮廷統治」という当時の觀念の欠如……二〇八。 国王執行部を利用可能な行政活動の伝達経路……二二一。 国王による口頭命令……二二二。 王璽ないしは他の印璽で押捺された命令……二三三。 評議会……二三三。 寝所部……二三八。 納戸部と王璽……二三九。 大法官府と国璽……二三二。 財務府と財務府印……二四四。

## 第二節

エドワード二世に対する貴族の反対……二三八。 一三〇九年のスタムフォード条項……二三九。 命令貴族の選任……二三九。 一三一一年の「新」命令……二三〇。 「宮廷制度」への攻撃の欠如……二三〇。 小

規模な行政改革……………三三。 一三一一年の第二の一群の命令……………三三。 一三一八年のリーク条約とヨ

ークでの議会……………三三。 一三一八年のヨーク宮廷命令……………三三。 国王の好意を得た「中道」派の成

功……………三六。 一三二二年における命令撤回……………三七。

### 第三節

一三二二年以後の行政改革……………三六。 一三三—二六六年のカウイク命令・ヨーク命令・ウエストミ

ンスター命令……………四〇。 これら命令の財務府・宮廷部局間の関係への影響……………四二。 寢所部の復活

と内璽の出現……………四五。

## 第六章 部局の発展と行政評議会の生成、一三二七—一三九九年……………二五—三四

### 第一節

行政機構の連続……………三五。 エドワード三世の初期……………三五。 一三三八年のウォルトン命令……………三三。

一三四〇—四一年の大臣の危機……………三六。 エドワード三世及びリチャード二世治世時代における執

行部局及び執行手段の発展……………三六。 寢所部とグリフィン印璽及び内璽……………三六。 納戸部とその衰

退……………三六。 王璽庁……………三六。 大法官府と国璽……………三七。 財務府と財政困難……………三六。 国王秘書

……………三六。 御璽と御璽庁……………三六。 国王親署と直接の権限授与書……………三六。

### 第二節

行政評議会の生成と政治的反響……………三六。 国王の個人的統治を変更する手段・方法……………三六。 官僚

制的慣例による削減……………三六。 通常評議会の構成の問題……………三六。 主たる行政官の選出への影響

……………三六。 一三四一年及び一三七一年の逸話……………三六。 一三七六年の善良議会の議事……………三六。

エドワード三世最晩年における個人的統治の衰退……………三六。 新宮廷派と反対派の興隆……………三六。 リ

## 終章

### 中世の行政からテューダー朝の行政への移行

三五一～三五三

チャード二世未成年期の継続的評議會……三〇四。 一三八六年及び一三八八年における行政評議會の押しつけ……三〇五。 大権と評議會の均衡、一三八九—九五年……三〇六。 評議會と部局を通して行動する個人的統治の復活……三〇〇。 一三九九年の革命にもかかわらず行政機構は安定……三三三。

一五世紀の行政史を調べることの困難……三五五。 この時期の研究の不足……三五五。 基本的変化は多分なかった……三三六。 王政の個人的権能の変転……三三七。 「ランカスター朝的」評議會……三三九。

評議會との関係におけるヘンリー四世の地位……三三三。 一四〇六年の条項……三四〇。 継続的評議會の「制度化」……三三六。 ヘンリー六世の未成年期間における評議會による統治……三三九。 一四三七

年以後における国王の率先性の復活……三三一。 ランカスター朝の評議會による統治の終焉と体制崩壊……三三二。

ランカスター朝の未解決の財政問題……三三三。 ヨーク朝下における国王の率先性の復活……三三二。

国王秘書・御璽・御璽庁……三三六。 古い行政評議會の衰退……三三九。 星室における評議會……三三六。

初期テューダー朝下における行政制度の復旧……三三二。 個人的王政の復活と行政改革……三三六。 財政立て直しのための手段としての寢所部の復活……三三三。

申告会計報告制度……三四〇。 宮廷の家政的機能への逆戻り……三四三。 一五二五—二六年のエルタム命令……三四六。 国王秘書の主たる國務大臣への発展……三四七。

星室における評議會の発展と枢密院の興隆……三四〇。 主たる國務大臣と枢密院がテューダー朝行政の要石……三五二。

## 付録

### 中世イングランド行政史研究に対する最近の寄与

三五五～三五六

訳者あとがき

三六七

原語索引

(巻末より) 三

